

2017年度 4段位昇段研修会 実施要綱

参加対象者用

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

本要綱は、日本連盟太極拳指導員委員会が実施する「4段位昇段中央研修会」および「4段位昇段ブロック講習会」の実施について定める。

4段位昇段中央研修会 実施要綱：

1. 実施組織：

4段位昇段中央研修会は、日本連盟太極拳指導員委員会が実施し、参加手続きは日本連盟事務局にたいして行う。

2. 参加対象者：

2017年度4段位昇段中央研修会は、「2017年度4段位昇段研修会・審査会・ブロック講習会 実施日程」<資料3>に基づいて、2013年度以前に3段位を取得した人を対象とする。

3. 参加申込手続き：

本年11月下旬に、上記参加対象者の登録住所宛てに、「2017年度『中央研修会』参加申込用紙」を発送する。

これらの対象者で「中央研修会」に参加することを希望する人は、「2017年度 4段位昇段研修会・審査会・ブロック講習会 実施日程」<資料3>に基づいて、参加を希望する日程を選び、指定された申込み期間内に日本連盟事務局宛にFAX送信して申し込む。

4. 確定参加申込み：

申込み締切り後、日本連盟事務局から申込者全員に、「受理通知」と「講習会受講料 払込用紙」を送付する。受理の通知を受けた人は、指定された期限までに、講習会受講料を納付する。

※ただし、申込み締切り後、受講希望者が多数集中した場合は、会場の適正参加者人数に基づいて、

(1) 3段取得年度が早い人を優先する

(2) なおかつ、多数の場合は、年齢の高い人を優先する。

この調整の結果、不受理となった人には不受理通知を送付する。

5. 受講票送付：

受講料の入金が確認された人には、研修会開催1カ月前を目安として、「受講票」を送付する。

6. 参加回数：

中央研修会は、1人が何回でも参加することができる。ただし、「中央研修会」に1回以上参加した後、「ブロック研修会」に1回以上参加し、その後さらに「中央研修会」に1回以上参加する、という順番を経なければ、「昇段審査会」を申し込むことはできない。

2017年4月実施の前期審査会の受験申請締切は2017年1月10日なので、第1次審査会を初めて受験する人は、2016年度中央研修会④（2016年12月6～7日東京で実施）までに、中央→ブロック→中央の順番で、2回目の中央研修会の受講を完了していかなければならない。

2017年10月実施の後期審査会の受験申請締切は2017年7月3日なので、第1次審査会を初めて受験する人は、2017年度中央研修会①（2017年6月20～21日大阪で実施）までに、中央→ブロック→中央の順番で、2回目の中央研修会の受講を完了していかなければならない。

4段位昇段 ブロック講習会 実施要綱：

1. 実施組織：

4段位昇段ブロック講習会は、日本連盟ブロック太極拳指導員委員会が主管して実施し、参加手続きはブロック太極拳指導員委員会にたいして行う。

2. 参加対象者：

当該ブロックの都道府県連盟に所属する、「中央研修会」の参加対象者およびその他の3段取得者が参加することができることとし、原則として3段取得年限を設けないこととする。

但し、実施会場規模、担当講師人数等の条件により参加者の人数を制限する必要がある場合は、ブロック太極拳指導員委員会が参加者の3段取得年限を限定して開催することができる。

3. 講習会講師：

日本連盟本部研修生で4段位を取得した者が講師を担当する。

4. 講習会の開催時期：

平日または休日の連続した2日間で実施する。具体的な実施月は以下の通り

2017年5月～8月、2017年12月～2018年3月

5. 所属ブロック講習会：

参加者は、所属都道府県連盟の所属ブロックにおける講習会に参加するものとし、他のブロックで開催される講習会に参加することはできないものとする。

6. 講習会実施態様：

ブロック講習会の参加費は、ブロック太極拳指導員委員会が定める。担当講師の日当その他についても、同委員会が定めて実施する。講習会事業の収支報告を、ブロック理事宛てに提出することとする。

7. 講習会実施報告書：

ブロック講習会を実施したブロック太極拳指導員委員会は、日本連盟太極拳指導員委員会にたいして、「実施報告書」(書式有り)を提出しなければならない。報告書には、講習会修了者名簿を添付し、修了者のうち、中央研修会に参加した者、あるいは参加を予定している者があれば、その旨を明記する(書式有り)。